

(5) 市民活動推進計画 平成29・30年度の取組(案)

基本指針	基本施策	取組名	H28年度取組内容	主体	時期	H29・30年度案	
						継続／ 廃止等	取組案
1 市民活動に対する認知度・信頼度の向上	1-①市民活動に関する情報提供場所の提供	①市民活動初期団体等に向けた講座等の実施	NPOや市民活動の必要性を市民社会に広めるために必要な講座を行う。	推進センター プラザ	通年	見直し	引き続き、講座を実施するとともに、講座受講後のフォロー体制を整え、その効果についても検証する。
		②ボランティア情報誌の積極的周知	「VOLUNTEERS」を発行するとともに、設置場所の拡大を図る等、多くの市民の目に触れるように周知を行う。	推進センター プラザ	年3回 程度	継続	「VOLUNTEERS」を発行するとともに、設置場所の拡大を図る等、多くの市民の目に触れるように周知を行う。
		③市民活動を支援するパンフレットの作成	パンフレットの作成・配布を行う。	市民自治推進課 推進センター プラザ	通年	見直し	・パンフレット内容の更なる充実を図る。 ・市ホームページ上で市民活動のはじめ方の事例を挙げる。
		④事業の積極的周知	各事業の情報について、市の広報紙及びカラフルフジサワ（市の公式フェイスブックページ）等、並びに市民活動推進センター及び市民活動プラザむつあいの情報誌、メールマガジン及び市民活動コーナー等において、周知を行う。	市民自治推進課 推進センター プラザ	通年	次期 (H29・30年 度は継続)	各事業の情報について、市の広報紙及びカラフルフジサワ（市の公式フェイスブックページ）等、並びに市民活動推進センター及び市民活動プラザむつあいの情報誌、メールマガジン及び市民活動コーナー等において、周知を行う。  (紙や電子媒体以外の周知方法を次期改訂時まで検討)
1-②市民活動団体の広報・情報公開の支援	①市ホームページ・広報ふじさわ上での活動紹介支援	・市ホームページ上で、助成団体・まちづくりパートナーシップ事業実施団体の団体名等の情報を公開する。  ・広報ふじさわに市民活動の特集面等を掲載できるよう、広報課と協議を行う。	市民自治推進課	通年	見直し	・市ホームページ上で、助成団体・まちづくりパートナーシップ事業実施団体の活動状況について掲載する。 ・引き続き、広報課と協議を行いつつ、新たな広報手段の検討を行う。	
		市民活動団体の活動が広く周知されるよう、市民活動推進センター及び市民活動プラザむつあいが作成するホームページ及び情報誌における市民活動団体の活動紹介を継続して実施する。	推進センター プラザ	通年	継続	市民活動団体の活動が広く周知されるよう、市民活動推進センター及び市民活動プラザむつあいが作成するホームページ及び情報誌における市民活動団体の活動紹介を継続して実施する。	
		市民活動団体に対し、情報発信力の向上のため、チラシの作成やホームページの作成等に関する講座を行う。	推進センター	通年	見直し	引き続き、講座を行い、団体のニーズに合わせ、講座内容のリニューアルを図り、市民活動へ参加者をつなぐための講座を実施する。	
1-③市民活動に対する寄付促進の支援	①市ホームページ・広報ふじさわで、NPO法人条例指定制度及び市内認定NPO法人・指定NPO法人の広報周知	市民活動団体への寄付促進として、市ホームページ・広報ふじさわで、条例指定、市内認定・指定NPO法人に寄付をすると税額控除となる制度があることを周知する。	市民自治推進課	通年	見直し	・市ホームページ上で紹介している条例指定、市内認定・指定法人の活動内容を掲載し、認知度を上げる。 ・市民活動をPRし、共感できる場を創出する。	
1-④市民活動への参加促進に対する調査・研究 (H26～28年度は「市民活動への参加に対する評価の仕組みの整備」)	①市民活動への関心を高めることや参加を促進するための調査・研究 (H26～28年度は、「市民活動への関心を高めることや参加を促すことにつながる先進事例の調査・研究」)	市民活動への参加を推進するための事例等を調査し、実施に向け検討する。	市民自治推進課	通年	見直し	他自治体の取組の調査及び市民向けアンケートを行い、参加促進のための施策を検討する。	

基本指針	基本施策	取組名	H28年度取組内容	主体	時期	H29・30年度案		
						継続／ 廃止等	取組案	
2 市民活動の自立化・持続化の推進	2-①市民活動団体の組織基盤強化を支援する助成制度の整備	①公益的市民活動助成事業の実施	団体からの意見や、中間報告会での意見交換の結果等を踏まえ、制度を改善（提出資料の一部省略、学生・若者枠の創設）しながら事業を引き続き実施する。	市民自治推進課	通年	見直し	助成団体の活動における相談・サポート機能の充実など、より効果的な制度となるよう、現制度を検証し、改善に向けた検討を行う。	
		2-②持続的な活動を推進するための場の整備	①市民活動プラザむつあいの効果的な運営の検討 (H26～28年度は「湘南台市民活動プラザのあり方検討」)	移転後の利用者の意見を踏まえ、効果的な運用や利便性の向上等に取り組み、施設の周知を図る。	市民自治推進課 推進センター プラザ	通年	見直し	本館とは異なり、分館ならではの地域に根ざした施設として周知を図り、効果的な運営を行うとともに、他の活動との連携を図る。
			②市内公共施設等の有効活用策検討	パンフレットの配布、市HP等により、利用できる市内公共施設の周知を行う。	市民自治推進課	通年	継続	パンフレットの配布、市ホームページ等により、利用できる市内公共施設の周知を行う。
	2-③市民活動を担う人材の確保に向けた支援の拡充		③市内民間施設の有効活用策検討	必要な情報を収集し、市民活動団体の利用促進を行う。	市民自治推進課 推進センター プラザ	通年	見直し	引き続き、利用促進を図るとともに、市民活動団体のニーズを調査し、活用できる民間施設を検討する。
			①市民活動推進センターホームページでのボランティア募集情報の整備	市民活動推進センターホームページの市民活動団体のボランティア募集情報の掲載方法等を整備する。	推進センター	通年	見直し	引き続き、ボランティア情報を掲載するとともに、社会福祉協議会等とボランティア情報を共有し、オリンピック・パラリンピックの気運の醸成を図ると共に、市民活動団体・市民に情報提供を拡充する。
			②【再掲】ボランティア情報誌の積極的周知	「VOLUNTEERS」を発行するとともに、設置場所の拡大を図る等、多くの市民の目に触れるように周知を行う。	推進センター プラザ	年2回程度	継続	「VOLUNTEERS」を発行するとともに、設置場所の拡大を図る等、多くの市民の目に触れるように周知を行う。
			③市民活動推進センター・市民活動プラザむつあいで相談・コーディネート	相談対応を行い、市民活動に興味がある方等へのコーディネートを行う。	推進センター プラザ	通年	継続	相談対応を行い、市民活動に興味がある方等へのコーディネートを行う。
			④生涯学習施策との連携	生涯学習総務課との協議を行い、今後も各公民館との連携を図り、人材育成、まちづくり等事業を進めて行く。	市民自治推進課 生涯学習総務課 推進センター プラザ	通年	継続	生涯学習総務課との協議を行い、今後も各公民館との連携を図り、人材育成、まちづくり等事業を進めて行く。
	2-④市民活動を発展させるための相談・コンサルタント機能の整備		⑤地区の市民活動拠点との連携	各地区ボランティアセンター等と、ボランティア希望者などの相談情報の共有を行う。	市民自治推進課 地区ボラセン 推進センター	通年	見直し	・各地区ボランティアセンター等と情報共有を図り、ネットワークを構築する。 ・地域資源の掘り起こしを行い、連携を図る。
			①市民活動推進センター・市民活動プラザむつあいで相談・コンサルタント	団体の組織基盤強化・マネジメント力向上のための相談対応を行う。	推進センター プラザ	通年	継続	団体の組織基盤強化・マネジメント力向上のための相談対応を行う。
			②市民活動推進センターのアドバイザー制度の活用 (H26～28年度は「市民活動推進センターアドバイザー制度の整備」)	市民活動団体が抱える専門的な課題に対し、センターのアドバイザー制度により対応する。	推進センター	通年	見直し	市民活動団体の発展のため、アドバイザー制度を更に活用してもらえるよう、効果や分野を再検証し、広く周知していく。
			③民間等における助成制度の紹介	助成金情報などのNPO支援情報を収集し、市民活動団体への情報提供を行う。	推進センター プラザ	通年	継続	助成金情報などのNPO支援情報を収集し、市民活動団体への情報提供を行う。

基本指針	基本施策	取組名	H28年度取組内容	主体	時期	H29・30年度案	
						継続／ 廃止等	取組案
3 市民活動団体が活躍する機会の拡充	3-①市民活動団体と行政との協働の推進	①まちづくりパートナーシップ事業提案制度の実施	選定した事業を実施するとともに、平成29・30年度に実施する事業の募集及び選定を行う。	市民自治推進課 協働コーディネーター	通年	見直し	制度の周知を幅広く図るとともに、より効果的に協働事業が実施できるよう、現制度を検証し、改善に向けた検討を行う。
		②NPOと行政とのパートナーシップ講座の実施	効果的な実施方法及び時期を検討し、講座を開催する。	市民自治推進課 協働コーディネーター	通年	継続	効果的な実施方法及び時期を検討し、講座を開催する。
		③NPOとの交流会の開催	市民活動団体同士の交流機会の提供及び連携を図るための交流会を実施する。	市民自治推進課 推進センター プラザ	通年	見直し	引き続き、交流会を実施するとともに、団体同士がつながりを持って共に活動できるような環境を整える。
	3-②市民活動団体が活躍する場の拡充	①NPOの取組を紹介するイベントの拡充（商業施設等での開催）	「NPO見本市」等により、市民活動団体を紹介する機会を設ける。会場については、その都度検討し、設定する。	市民自治推進課 推進センター	通年	継続	「NPO見本市」等により、市民活動団体を紹介する機会を設ける。会場については、その都度検討し、設定する。
		②産業振興施策との連携の検討	産業労働課及び産業センターと協議を行う。	市民自治推進課 産業労働課 産業センター	通年	見直し	市民活動団体が商店街などの団体と連携ができるような支援策について産業労働課及び産業センターとともに検討する。
	3-③市民活動団体や企業・大学・行政等多様な主体間の交流の推進	①多様な主体間の交流機会の創出（H26～28年度は「NPOとの交流会の開催」）	市民活動団体同士の交流機会の提供に加え、企業セクターとの連携を図るための交流会の実施を検討する。	市民自治推進課 推進センター	通年	見直し	市民活動団体同士の交流機会の提供に加え、企業セクターとの連携を図るための交流会を実施する。
		②協働コーディネーターによる交流の推進	まちづくりパートナーシップ事業提案制度における助言を行うとともに、随時、各主体間の交流を推進するための調整を行う。	協働コーディネーター	通年	継続	まちづくりパートナーシップ事業提案制度における助言を行うとともに、随時、各主体間の交流を推進するための調整を行う。
	3-④中間支援組織間の連携の推進	①市民活動推進センター・市民活動プラザむつあいと各セクターの中間支援組織との連携推進	県域をはじめとした他のNPO支援センターとの連携を図り、スタッフ間交流や研修・会議に随時参加をする。	市民自治推進課 推進センター プラザ	通年	見直し	引き続き、他のNPO支援センター等と連携を図り、情報収集を図るとともに、他分野の中間支援組織と更なる連携を図る。
	3-⑤オリンピック・パラリンピックを契機とした新たな社会参加機会の創出（新規）	①オリンピック・パラリンピックに係るボランティアへの参加促進及び市民活動団体の育成（新規）	—	市民自治推進課 東京オリンピック・パラリンピック開催準備室等 推進センター プラザ	通年	新規	東京オリンピック・パラリンピック開催準備室やボランティア関連団体・機関等と連携し、ボランティアの参加促進を図る。